

7 新大病総第 20 号
感 薬 第 328 号
令和 7 年 7 月 8 日

医 療 機 関 の 長 様
肝疾患診療連携体制における初期診療機関の長 様
新潟県肝炎治療促進事業における登録医 様

新潟大学医歯学総合病院長
新潟県福祉保健部長

「令和 7 年度第 2 回初期診療機関及び新潟県登録医講習会」
【Web 開催】について（通知）

日頃、本県の肝炎対策の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、新潟県では、肝疾患診療体制の整備を図るため、治療の必要性の判断、治療方針の決定、専門医療機関への紹介等を行う医療機関を「初期診療機関」として登録することとしています。

また、平成 28 年度より「新潟県肝炎治療促進事業における登録医認定要領」を策定し、C型肝炎のインターフェロンフリー治療に関して、同事業における登録医の認定条件を定めております。

このたび、「初期診療機関」の登録及び「新潟県肝炎治療促進事業における登録医」に関する標記講習会を同時開催いたします。

参加を希望される場合は、別紙参加申込書に必要事項を御記入の上、お申込みください。

記

1 開催日時

令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 7 時から 8 時 30 分まで
※詳細は、同封のセミナー案内を御覧ください。

2 申込先

新潟大学医歯学総合病院 肝疾患相談センター事務局

〒951-8520 新潟市中央区旭町通一番町 754 番地

FAX : 025-223-6193 E-mail : liver@med.niigata-u.ac.jp

※申込書は、肝疾患相談センターのホームページ（下記 URL）からもダウンロードできます。FAX またはメールでお申込みください。

URL: <https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/liv/>

3 申込締切日

令和 7 年 8 月 25 日（月）

4 留意事項

（1）初期診療機関について

・既に登録済みの場合は更新不要です。

※登録後、住所変更など当初の内容に変更があった場合は、県へ「一覧掲載情報変更・削除届」の提出が必要です。（様式は県ホームページにあります。）

(2) 新潟県肝炎治療促進事業における登録医について

- ・受講後、視聴確認が取れた方へ登録医認定証を発行します。

今年度第1回の講習会を受講された登録医は、今回は参加申込書の「4. 講習会の聴講のみ」に該当します。

- ・有効期間は2年です。(認定証の交付から2年を経過した日の属する年度の末日までです。)

更新する場合は、有効期間内に、県または肝疾患相談センターが開催する登録医講習会の受講をお願いします。更新期限について御不明な方は、肝疾患相談センターまでお問合せください。

「初期診療機関」とは

市町村の肝炎ウイルス検診や保健所等の検査により、肝炎ウイルス感染の可能性があるかと判定された方に対し、治療の必要性の判断、治療方針の決定、専門医療機関への紹介等を行っていただく医療機関です。

◆「初期診療機関」は、次の要件のいずれかに該当する医療機関です。

- ① 日本肝臓学会または日本消化器病学会の認定施設もしくは関連施設であること
- ② 日本肝臓学会または日本消化器病学会の専門医が勤務していること
- ③ ①、②以外で、血液検査及び腹部超音波検査の実施が可能であり、かつ、新潟県、新潟市及び新潟県医師会が指定する講習会に参加した医師が勤務していること

「新潟県肝炎治療促進事業における登録医」とは

新潟県肝炎治療促進事業において、C型肝炎のインターフェロンフリー治療に係る「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」は、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が作成することとなっています。ただし、十分な経験と知識を有するものとして新潟県が認定した医師（登録医）が作成しても良いとされています。

◆登録医の要件

- 1 次の各号のすべてを満たす者であって、県もしくは新潟県肝疾患相談センターが開催または県が指定する登録医講習会を受講した者としてします。

(1) 新潟県肝疾患診療協力病院または新潟県初期診療医療機関の肝疾患担当医であること

(2) 次のいずれかの資格等を有すること

ア 日本消化器病学会認定専門医

イ 新潟県肝疾患相談センターにおいて、アと同等の知識を有すると認められる者

- 2 上記1の登録医講習会の受講時において上記1の(2)の規定を満たしておらず登録医講習会を受講した年度の末日までに当該規定を満たした場合は、登録医とすることができます。

◆登録医の更新

登録の有効期間は2年間です。(認定証の交付から2年を経過した日の属する年度の末日まで)

更新をする場合は、登録の有効期間内に県または新潟県肝疾患相談センターが開催する登録医講習会を受講することを要します。

なお、同じ年度内に2回目を受講の場合、有効期限は変わらないので登録医認定証の発行はございません。

本通知に関する問合せ先

新潟大学医歯学総合病院 肝疾患相談センター事務局

025-223-6191 (直通)

新潟県福祉保健部 感染症対策・薬務課

025-280-5200 (直通)